

本ハザードマップの浸水深は、基準水位を表示しています。

基準水位とは

基準水位は、津波浸水想定での浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位です。指定避難施設の指定や津波災害特別警戒区域における建築等の許可の際に基準として用いられます。

なお、基準水位は津波浸水想定における浸水深と同様、地盤面からの高さ（水深）で表示します。

津波災害警戒区域を指定する目的

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定により、沿岸市町村における、津波ハザードマップの作成、避難訓練の実施、避難施設の確保、施設管理者や事業者による避難確保計画の作成などを推進し、津波に対する警戒避難体制の整備をより確実なものとするのが目的です。

また、区域指定の際に公表する「基準水位」により、津波に対して安全な高さが明確になるため、避難施設の効率的な整備の目安になるなど、実効性の高い避難対策が可能になります。

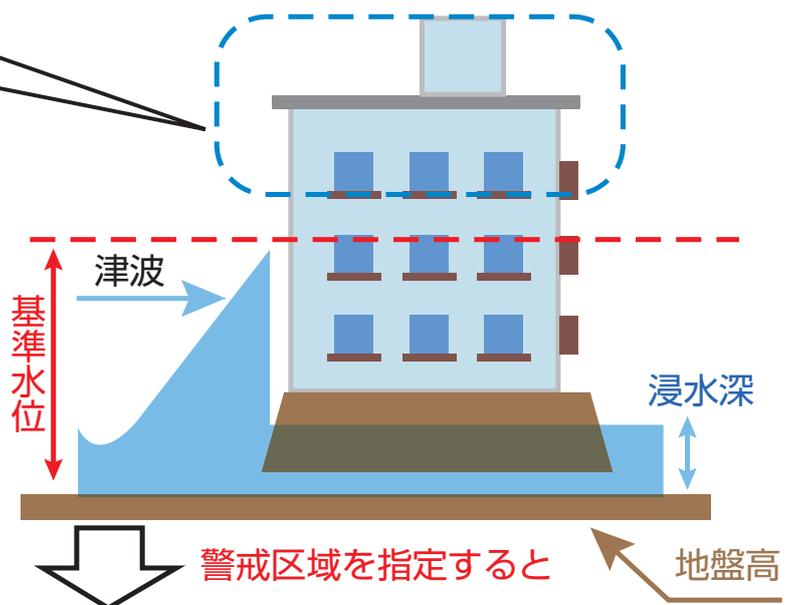
津波災害警戒区域

津波災害警戒区域では、**せき上げ高**が表示されます

避難場所の高さが明確化

基準水位【基本的な指針】

津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定める



市町村
法律に基づく行為として権限が付与（条例等が不要）
・津波ハザードマップ ・避難ビルの指定
・避難訓練の実施 ・施設管理者への助言・勧告

要配慮者利用施設
施設管理者が避難確保計画を作成
高齢者、障害者、乳幼児等の避難を促進

津波避難建築物
防災用備蓄倉庫等に係わる容積率が緩和
※推進計画が必要

住民等
宅建業法上、取引時に、警戒区域についての説明を受けられます（重要事項説明）

警戒区域内に土地利用規制はありません 津波浸水想定にあわせて指定可能です